

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱の取扱要領

〔平成26年9月25日
都市整備部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第29条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 申請書等の様式は、次の表によるものとする。

別記様式	申請書等の名称	根拠条文
第1号	耐震改修等補助金事業承認申請書	要綱第8条
第2号	市税納付に関する調査同意書	要綱第8条
第3号	耐震改修等補助金事業承認通知書	要綱第9条第2項
第4号	耐震改修等補助金事業不承認通知書	要綱第9条第3項
第5号	耐震改修等補助金事業承認申請取下届	要綱第12条第1項
第6号	耐震改修等補助金事業承認変更申請書	要綱第13条第1項
第7号	耐震改修等補助金交付申請書	要綱第15条
第8号	耐震改修等補助金交付決定通知書	要綱第16条第2項
第9号	耐震改修等補助金不交付決定通知書	要綱第16条第3項
第10号	耐震改修等補助金交付申請取下届	要綱第19条第1項
第11号	耐震改修等補助金交付変更申請書	要綱第20条第1項
第12号	耐震改修等完了実績報告書	要綱第23条
第13号	耐震改修等補助金額確定通知書	要綱第24条
第14号	耐震改修等補助金請求書	要綱第25条
第15号	耐震改修等補助金交付決定取消通知書	要綱第27条第2項
第16号	耐震改修等補助金返還命令書	要綱第28条

(添付書類)

第3条 要綱第9条の補助金事業承認書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象住宅の付近見取図
- (2) 固定資産課税台帳兼名寄帳の写し（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの）
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震改修設計に要する費用の見積書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- (5) 納税証明書の写し（市税の完納が確認できるもの）又は市税納付に関する調査同意書（別記様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第4条 要綱第15条の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修設計の実施に関する契約書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- (2) 耐震改修設計に要した費用の請求書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- (3) 耐震改修計画書の写し（改修後の計画を一般診断法で評価したもので、耐震診断士が作成したものに限る。）
- (4) 耐震改修工事を行うために必要な図面（耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図（壁仕様、金物・雑詳細図）等。耐震診断士が作成したものに限る。）
- (5) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

第5条 要綱第23条の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事の実施に関する契約書の写し
- (2) 耐震改修工事に要した費用の請求書の写し
- (3) 耐震改修報告書の写し（耐震改修実施内容を一般診断法で評価した

もの)

- (4) 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中および完了時が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要領は、平成26年9月25日から実施する。
（秋田市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱の取扱要領の廃止）
- 2 秋田市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱の取扱要領（平成20年7月30日都市整備部長決裁）は、廃止する。
（秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱の取扱要領の廃止）
- 3 秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱の取扱要領（平成23年6月29日都市整備部長決裁）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の実施の際、現に受理している補助金交付等の申込みの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。